

## 2004JMRC 栃木ジムカーナシリーズ共通規則書

公示

2004年 JMRC 栃木ジムカーナシリーズは、社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ規則およびその付則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則に従い、かつ 2004JMRC 関東ジムカーナシリーズ共通規則、本シリーズ共通規則および、各大会の特別規則によって開催される。

### 1. シリーズ日程

開催戦	開催日	主催チーム	連絡先
第1戦	3月28日	アクティブモータースポーツ	Tel:028-661-4061 Fax:661-4025(豊岡)
第2戦	5月9日	チームろいやる佐野	Tel:0283-25-3335 Fax:25-3208(永島)
第3戦	6月13日	チームシェイクダウン	Tel:0287-96-4505 Fax:96-4654(星)
第4戦	9月12日	チームミス	Tel:028-650-5517 Fax:650-5733(廣田)
第5戦	12月5日	ヌウ”オラーリスポーツ	Tel:0287-96-4505 Fax:96-4654(星)

### 2. 開催場所およびコース

ツインリンクもてぎ マルチコース(全戦)  
栃木県芳賀郡茂木町松山 120-1

### 3. 参加車両およびクラス区分

参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2004年 JAF 国内競技車両規則に従った下記の車両とする。

区分	車両分類
N	第2編 登録番号標付競技車両共通規定
B	第2編 登録番号標付競技車両共通規定
SA	第4編 スピード車両規定
SC	第4編 スピード車両規定
D	第4編 スピード車両規定

クラス区分

クラス	区分	気筒容積、駆動方式 etc
N1	N	1,000CC までの2輪駆動車・4輪駆動車および軽自動車(過給装置可)の2輪駆動・4輪駆動
N2・N3		1,000CC を超える2輪駆動
N4		1,000CC を超える4輪駆動
BS1・BS2		1,400CC までの4輪駆動
	B、SA、SC	1,600CC までの2輪駆動
BS3		1,600CC を超える2輪駆動
BS4		1,400CC を超える4輪駆動
レディース		N、B、SA
D	D	気筒容積制限なし

\* 過給器付車両：気筒容積 = 排気量 X 1.7

#### 4. 参加資格

- ・ 競技運転者は参加車両を運転することが出来る運転免許と、当該年度に有効な JAF 発給の競技運転者許可証国内 A または B の所持者とする。
- ・ 20 歳未満の競技運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾書を必要とする。
- ・ 2004JMRC 関東ジムカーナシリーズ共通規則に定めるシードドライバーは賞典外とし、ポイントは与えない。  
但し、L シードドライバーのレディースクラスを除くクラスへの参加については賞典・ポイントともに与える。

#### 5. 参加料

11,000 円 (ツインリンクもてぎ入場料、TRMC 暫定共済会費含む)  
ただし、シードドライバーは賞典外とし 8,500 円とする。(同上)

#### 6. シリーズ賞典

##### シリーズポイント

各競技会において下記のポイントを与える。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
P	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

##### シリーズ順位の決定

- ・ シリーズ全 5 戦中、参加同一クラスにおける上位 4 戦のポイントを集計する。
- ・ 集計ポイントが同点の場合は、最終戦にて上位の者を優先する。
- ・ 上記にて順位が決定しない場合は JMRC 栃木ジムカーナ部会の決定を最終とする。

##### シリーズ賞典対象

- ・ 各クラス上位 6 位までを表彰する。
- ・ 各クラスとも、2 台以上の参加台数が 3 戦に達した時点でシリーズ成立とする。
- ・ 各競技会において、参加者および競技運転者がいかなる理由にかかわらず失格となった場合それまでに獲得した全ポイントを失効する。
- ・ シリーズ表彰式はシリーズ終了後行い、3 戦以上の参加者を招待対象とする。  
(招待対象は併催クラスを含む)

#### 7. シードドライバー選考規定

2004JMRC 関東ジムカーナシリーズ共通規則における、2005 年度シードドライバー選考規程従い下記の通シードを与える。

- ・ B シードドライバー  
各 N クラス 1 位のシリーズ成績者
- ・ L シードドライバー  
L クラスシリーズ平均参加者の上位 20% 以内のシリーズ成績者

## 8. 本規則書の施行および補足

- ・ 本規則は本シリーズ競技会に申込と同時に有効とする。
- ・ 本規則発行後、JAF において決定された事項は、すべて本規則に優先する。
- ・ 本規則に不都合等が生じた場合、JMRC 栃木ジムカーナ部会にて追加・変更等を行うことが出来る。
- ・ 本件についての公示は改定された直後の競技会にて公示する。
- ・ 本規則および競技に関する諸規則（公式通知を含む）の解釈に疑義が生じた場合、各競技会においては各競技会審査委員会、シリーズにおいては JMRC 栃木ジムカーナ部会の決定を最終とする。

\* シリーズ規則についての問合せ先

JMRC 栃木ジムカーナ部会

部会長 星 忠

〒324-0502 栃木県那須郡小川町三輪 590-2 (有)ヌウ”ォラーリ内

e-mail:nuvolari@carrot.ocn.ne.jp

FAX:0287-96-4654

TEL:090-3244-4759